

明石市からのお知らせ

明石市福祉局福祉政策室福祉施設支援課
明石市福祉局高齢者総合支援室

1 明石市福祉施設支援課からのお知らせ

運営指導等における主な指摘事項等について

明石市が今年度実施した運営指導における主な指摘事項や留意事項を次ページ以降に記載しています。

市内各事業所におかれましては、今後も基準等に則った、適切な介護サービスの提供を実施していただきますようお願いいたします。

過年度の指摘事項を、サービス種別ごとに明石市ホームページに掲載していますので、ご参照ください(➡本資料 4 ※1)。

🔔 令和7年度分は令和8年6月以降に掲載を予定しています。

本資料におけるサービス名の表記については以下のとおりです。

全サービス

- ・全ての指定介護サービス

訪問系サービス

- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・夜間対応型訪問介護

通所系サービス

- ・通所介護
- ・通所リハビリテーション
- ・地域密着型通所介護
- ・認知症対応型通所介護

短期入所系サービス

- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護

多機能系サービス

- ・小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護

居住系サービス

- ・特定施設入居者生活介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護

施設系サービス

- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院(市内対象なし)
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

※ **居宅介護支援** のように個別のサービス名で表記している場合は、当該サービス種別が対象となります。

(1) 人員に関する基準

全サービス共通

基準省令により規定された従業者の員数を確認のうえ、基準を満たすために必要な人員を配置すること。

指定基準に定められた員数の従業者を配置していない場合、欠如している職種により介護報酬が減額される場合があります(人員基準欠如による減算)。また、人員基準欠如による減算の有無にかかわらず、人員基準違反に該当するものとして、行政処分等の対象となる可能性があります。

新規指定後、継続して利用者がいない又は利用者が増える見込みがない場合であっても、指定基準に定められた従業者の配置は必要です。当初の見込みより利用者が少ない等の理由で、指定基準に定められた従業者の配置が困難な場合は、廃止又は休止の手続きを検討してください。

 人員の要件等について不明な点があれば、明石市高齢者総合支援室給付係、福祉施設支援課にお問い合わせください。

(2) 勤務体制の確保等

全サービス共通

従業者について、雇用契約書や辞令等が当初のままの内容で、現状の配置とは異なっていたり、兼務の記載がないなど、勤務体制が明確にされていないケースが散見される。

事業所ごとに、月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、従事する職種、兼務関係等を明確にしてください。

 勤務表に加え、辞令書や職員体制表等において、従業者に関する上記の項目を明確にしてください。

(3) サービス提供の記録

全サービス共通

提供した具体的なサービスの内容等を記録し、保存する必要があるが、利用者の心身の状況等の記載内容が不十分な記録が散見される。

サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録し、保存する必要があります。

また、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、記録した情報を利用者に対して提供できるようにしておく必要があります。

(4) 書面掲示規制の見直し

全サービス共通 (令和7年4月から義務化)

事業所の運営規程の概要、勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資する重要事項について、書面掲示に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として、重要事項等の情報をウェブサイト(法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システム)に掲載・公表しなければならない。

経過措置期間は令和7年3月31日で終了しています。

 ウェブサイト上の掲載場所として、法人や事業所・施設のホームページに限らず、介護サービス情報公表システムを利用することもできます。

(5) 各種加算

全サービス共通

加算算定開始時以降、利用者の増減・従業者の異動などの状況変化により、加算の要件を満たさなくなっているケースが散見される。加算ごとに要件を満たしているか定期的に確認すること。

また、加算の要件とされている研修や会議等について、実施したことが確認できない場合が散見されるため、実施内容が分かる記録等を作成し、保存すること。

加算算定の申請時だけでなく、算定継続中においても加算の要件を満たしているか毎月確認を行うようにしてください。

 本市の運営指導においても、長期間にわたり加算の要件を満たしていなかったことが判明し、介護報酬の返還を求める事例があります。加算の要件は、運営指導の有無に関わらず、毎月確認を行うようにしてください。

 加算の要件等について不明な点があれば、明石市高齢者総合支援室給付係、福祉施設支援課にお問い合わせください。

(6) 業務継続計画の策定等

全サービス共通 (令和6年4月から義務化)

感染症や非常災害の発生時に、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画の策定等については、以下のとおり規定されている。

- ①業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

【研修及び訓練の必要回数】

- ・居住系サービス、施設系サービスは、研修:年2回以上、訓練:年2回以上
- ・上記以外のサービスは、研修:年1回以上、訓練:年1回以上

- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

業務継続計画未策定減算 (居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売については対象外)

➡上記①を未実施の場合、利用者全員について所定単位数から減算

令和6年4月から減算適用(※訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については令和7年4月から)

🔔 以下の場合についても、経過措置期間の終了に伴い令和7年4月から減算が適用されます。

- ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画は策定しているが、業務継続計画を策定していない場合

(7) 虐待の防止

全サービス共通 (令和6年4月から義務化)

虐待の発生又はその再発を防止するため以下の措置を講じなければならない。

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底
(委員会の内容例:委員会その他事業所内の組織、指針の整備、職員研修の内容、従業者が相談・報告できる体制整備、虐待を把握した場合の市町村への迅速な通報方法、発生原因等の分析並びに確実な再発防止策及びその効果の評価)
- ②虐待の防止のための指針の整備
(指針の内容例:事業所における基本的考え方、委員会その他事業所内の組織、職員研修の基本方針、発生時対応の基本方針、発生時の相談・報告体制、成年後見制度の利用支援、虐待等に関する苦情解決方法、利用者等に対する指針の閲覧、その他必要事項)
- ③虐待の防止のための研修の定期的な実施
- ④上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

高齢者虐待防止措置未実施減算(居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売については対象外)

➡上記①～④の措置のいずれかが講じられていない場合、利用者全員について所定単位数から減算
(福祉用具貸与については令和6年4月から3年間の経過措置期間あり)

※明石市では、市条例施行規則により、全サービス共通で、身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修をそれぞれ年2回以上実施することを定めています。身体拘束等と虐待防止の両方の内容を扱う場合は同時に実施することも可能です。

(8) 身体的拘束等の適正化

全サービス共通

- ①利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束
その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
- ②身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

身体拘束廃止未実施減算(短期入所系サービス、多機能系サービス、居住系サービス、施設系サービス)

➡上記②の記録が作成されていない場合、利用者全員について所定単位数から減算

 短期入所系サービス、多機能系サービスに対する経過措置期間は令和7年3月31日で終了しました。

注意:減算の適用対象は上記のサービスのみですが、記録の作成は全サービスにおいて必要です。

(8) 身体的拘束等の適正化

短期入所系サービス、多機能系サービス、居住系サービス、施設系サービス

身体的拘束等を行う場合に指定基準に規定された記録を行う必要があることに加え、身体的拘束等の適正化を図るため以下の措置を講じなければならない。

- ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他従業者に周知徹底を図ること

(委員会の内容例:報告様式の整備、発生ごとに状況、背景等を記録し様式に従い報告、報告事例の集計、分析、発生時の状況等を分析し、発生原因、結果等を取りまとめ適正性と適正化策を検討、報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底、適正化策を講じた後、効果について評価)

- ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること

(指針の内容例:事業所における基本的考え方、委員会その他事業所内の組織、職員研修の基本方針、発生した身体的拘束等の報告方法等の基本方針、発生時対応の基本方針、利用者等に対する指針閲覧の基本方針、その他必要な基本方針)

- ③従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的(年2回以上)に実施すること

身体拘束廃止未実施減算(短期入所系サービス、多機能系サービス、居住系サービス、施設系サービス)

➡上記①～③の措置のいずれかが講じられていない場合、利用者全員について所定単位数から減算

🔔 短期入所系サービス、多機能系サービスに対する経過措置期間は令和7年3月31日で終了しました。

(9) 口腔衛生管理の強化

施設系サービス (令和6年4月から義務化)

介護保険施設において、事業所の職員による適切な口腔管理等の実施と、歯科専門職による適切な口腔管理につなげる観点から、事業者の利用者の入所時及び入所後の定期的な口腔衛生状態・口腔機能の評価を実施することが義務付けられた。

- ①当該施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士(以下「歯科医師等」という。)が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと。
- ②当該施設の従業者又は歯科医師等が入所者ごとに施設入所時及び入所後月に1回程度の口腔の健康状態の評価を実施すること。
- ③①の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて定期的に当該計画を見直すこと。
- ④当該施設と計画に関する技術的助言もしくは指導又は口腔の健康状態の評価を行う歯科医師等においては、実施事項等について文書で取り決めること。

 従来から規定されていた①・③に加え、令和6年4月から②・④が義務化されました。

(9) 口腔衛生管理の強化

特定施設入居者生活介護（令和6年4月から基本サービス化）

全ての特定施設入居者生活介護において、口腔衛生管理体制を確保するよう促すとともに、入居者の状態に応じた適切な口腔衛生管理を求める観点から、特定施設入居者生活介護における口腔衛生管理体制加算は廃止され、同加算の算定要件の取組が一定緩和されたうえで、基本サービスとして行うこととされた。
(令和6年4月から3年間の経過措置期間あり)

利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。(①～③を実施)

- ①歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士(以下「歯科医師等」という。)が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと。
- ②①の技術的助言及び指導に基づき、入居者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて定期的に当該計画を見直すこと。
- ③当該施設と計画に関する技術的助言及び指導を行う歯科医師等においては、実施事項等について文書で取り決めること。

(10) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置

短期入所系サービス、多機能系サービス、居住系サービス、施設系サービス
(令和9年4月から義務化)

介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置が義務付けられた。

-  委員会は、生産性向上の取組を促進する観点から、管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成することが望ましいです。
-  委員会は、定期的を開催することが必要ですが、開催頻度については、形骸化することがないように留意した上で、各事業所の状況を踏まえ、適切な開催頻度を決めてください。

(11) 運営基準減算

居宅介護支援

運営基準減算

➡居宅介護支援の業務が適切に行われていない場合(次の①～④のいずれかに該当する場合)、運営基準減算として、所定単位数の100分の50に相当する単位数を減算する。

また、運営基準減算が2月以上継続している場合は、所定単位数は算定しない。

- ①指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることについて説明を行っていない場合
- ②居宅サービス計画の新規作成及びその変更にあたっては、次の場合
 - ・当該事業所の介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない
 - ・当該事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議の開催等を行っていない
 - ・当該事業所の介護支援専門員が、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない
- ③次の場合に、当該事業所の介護支援専門員がサービス担当者会議等を行っていないとき
 - ・居宅サービス計画を新規に作成した場合
 - ・要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
 - ・要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

(11) 運営基準減算

居宅介護支援

④居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、次の場合

・当該事業所の介護支援専門員が次のイまたはロのいずれかの方法により、利用者に面接していない場合

イ 1月に1回、利用者の居宅を訪問することによって行う方法

ロ 次のa・bのいずれにも該当する場合であって、2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して行う方法

a テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること

b サービス担当者会議等において、次の(i)から(iii)に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること

(i) 利用者の心身の状況が安定していること

(ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること

(iii) 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること

・当該事業所の介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する場合

(12) 栄養管理

施設系サービス(令和3年4月から義務化)

令和3年度より栄養マネジメント加算が廃止され、下記の内容を基本サービスとして行うこととされた。

- ・栄養士又は管理栄養士を1以上配置すること。
- ・入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと。

※栄養ケア・マネジメントの実務等については、厚生労働省の通知「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」を参照してください。

栄養管理の基準を満たさない場合の減算(令和6年4月から減算適用)

- ➡栄養士又は管理栄養士の員数、もしくは栄養管理の基準を満たさない事実が生じた場合に、入所者全員について所定単位数から減算

2 明石市高齢者総合支援室からのお知らせ

【お知らせ内容】

(1)介護報酬の算定状況チェックリストの公開

(2)介護給付費算定に関する届出の提出書類一覧の公開

(1)介護報酬の算定状況チェックリストの公開

2 明石市高齢者総合支援室からのお知らせ

令和7年度集団指導資料(明石市)

(1)介護報酬の算定状況チェックリストの公開

- ・介護報酬の算定要件についてチェックリストの作成
介護報酬や各種加算等の算定要件ごとに詳しく記載しています
＜対象事業所＞全サービス
- ・事業所の自己点検用にご活用ください
運営指導時におけるチェック項目にも該当しています
- ・市HPに公開中です
参考URL:https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/k_kaigo_shitsu/kaigohoken/zigyousyamuke/2_kaigohousyuuseikyuuunikannsurukoto.html

(2)介護給付費算定に関する届出の提出書類一覧の公開

(2)介護給付費算定に関する届出の提出書類一覧の公開

- ・サービスごとの各種加算の添付書類の一覧を作成
サービス毎に提出いただきたい添付書類の一覧をまとめています
＜対象事業所＞全サービス

- ・介護給付費算定の届出の際に、添付書類の不足がないか、
確認をお願いします

- ・市HPに公開中です

参考URL:https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/k_kaigo_shitsu/kaigohoken/zigyousyamuke/2_kaigohousyuuseikyuuunikannsurukoto.html

3 お問い合わせ先

- ・1 明石市福祉施設支援課からのお知らせ について
 ➡明石市福祉局福祉政策室福祉施設支援課
 TEL 078-918-5279 FAX 078-918-5114
 メール fukushishien@city.akashi.lg.jp

- ・2 明石市高齢者総合支援室からのお知らせ について
 ➡明石市福祉局高齢者総合支援室給付係
 TEL 078-918-5091 FAX 078-919-4060
 メール kaigo@city.akashi.lg.jp

4 明石市ホームページ 資料等掲載先

※1 ホーム＞健康・医療・福祉＞社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査

<https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/houjinshidou/shidoukansa.html>